

3 免許換えの申請手続

- 免許換えとは、事務所の移転・廃止・新設等に伴って、東京都知事免許⇔他道府県知事免許・国土交通大臣免許に免許が換わることをいいます。
- 免許証番号は、新しい番号となります（括弧内更新数字も1となります。）。
- 免許換えの場合は、下記の流れに従って手続を行うことになります。詳細についてはあらかじめお問い合わせください。

〈参考〉都道府県知事免許と国土交通大臣免許について

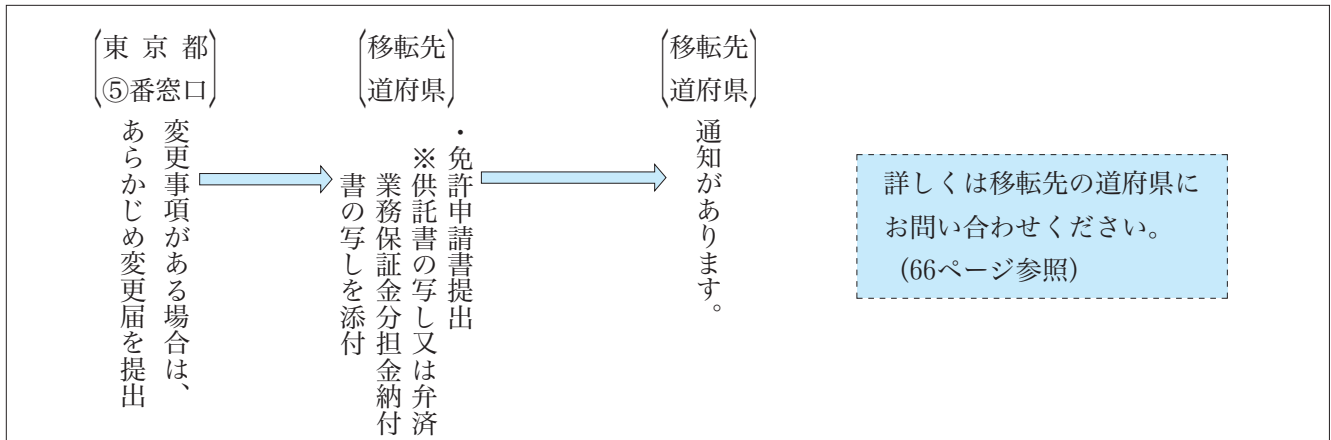
都道府県知事免許	国土交通大臣免許
1つの都道府県内の事務所でのみ営業	2つ以上の都道府県の事務所での営業

- 既存の免許に十分な有効期間があるか確認してください。

〔免許申請中に既存の免許の有効期間を経過すると、他県や大臣で免許拒否となった場合、都知事免許の更新はできず、免許は失効します。〕

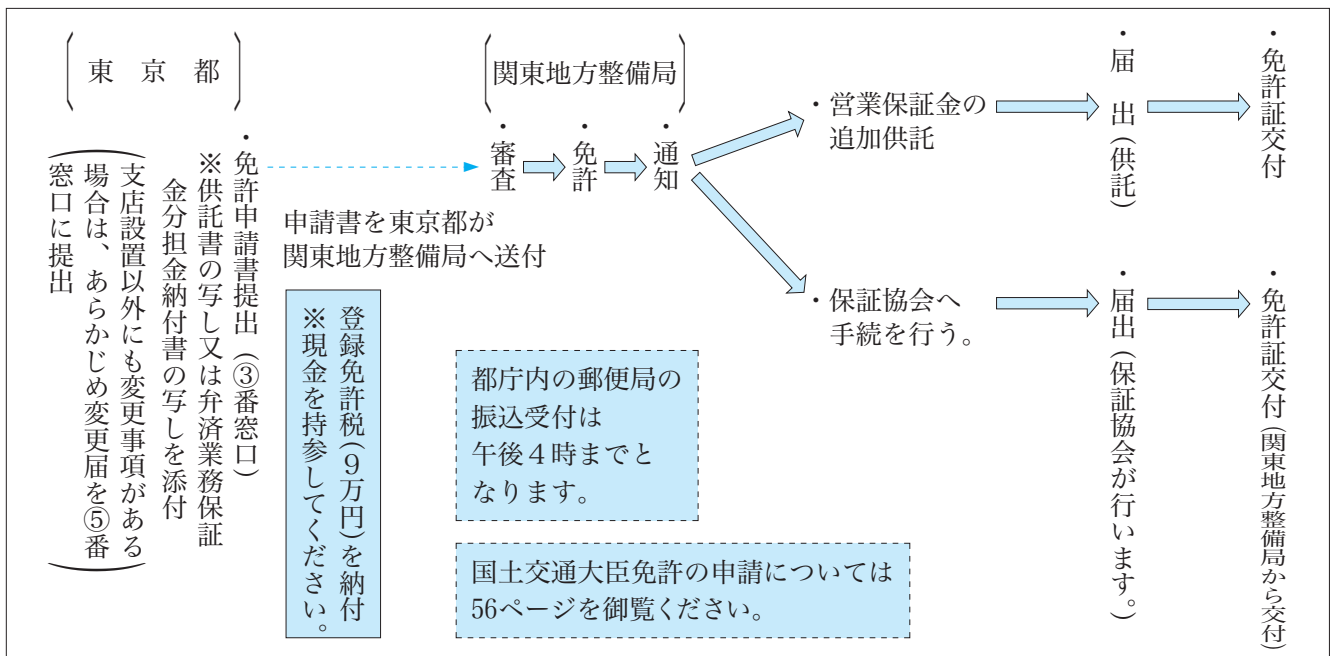
東京都から他道府県に事務所を移転

東京都知事免許⇔他道府県知事免許の場合



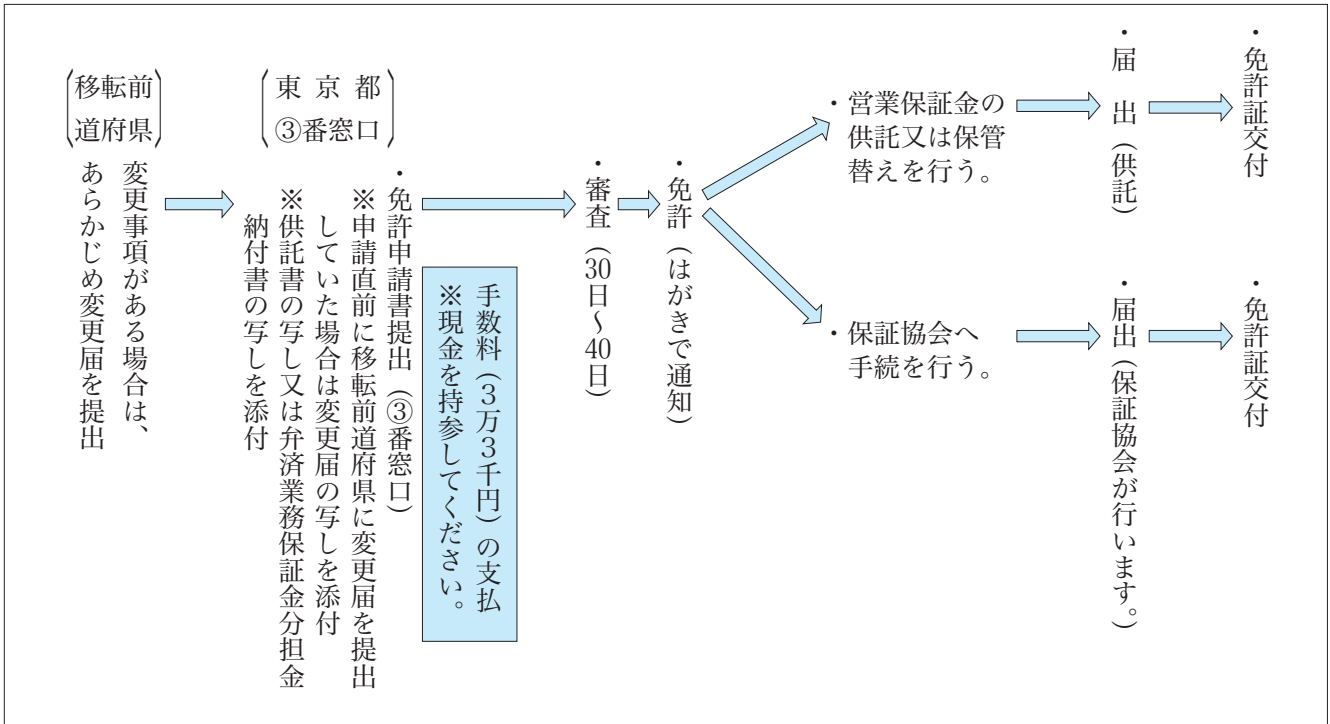
東京都以外にも事務所を設置

東京都知事免許⇔国土交通大臣免許の場合



他道府県から東京都に事務所を移転

他道府県知事免許⇒東京都知事免許の場合



東京都本店で他道府県の事務所を廃止

国土交通大臣免許⇒東京都知事免許の場合

